

ヨット・モーターボート総合保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

2022年10月1日以降始期用

本紙は、「ヨット・モーターボート総合保険」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者（補償を受けることができる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款および特約条項（以下「保険約款」といいます。）をご参照ください。ご不明な点は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「保険約款」の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/yacht/covenant/）にてご参照いただけます。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み

契約
概要

ヨット・モーターボート総合保険は、ヨット、モーターボート、水上バイク等の小型船舶を対象とし、

- ①船舶の不測かつ突発的な事故による損傷（船体条項）
- ②船舶の所有・使用・管理に起因する対人事故または対物事故による損害賠償責任（賠償責任条項）
- ③航行に起因する事故等による搭乗者の傷害（搭乗者傷害危険担保特約条項）
- ④搭乗者が遭難した場合の搜索救助費用（搜索救助費用担保特約条項）

を補償する保険です。

※上記①または②のどちらか一方は必ずご契約いただきますが、それ以外につきましては、ご希望されるものを選択してご契約ください。ただし、①のみの新規のご契約はできません。

また、保険の対象が水上バイクの場合は、②③④をすべてセットでご契約いただき、オプションとして①をご契約いただくことができます。

※ヨット・モーターボート総合保険では、ご契約にあたり、保険対象船舶を船体の番号等により、一つ一つ特定させていただきます。

2

保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

① 保険の対象

保険対象船舶は次のものに限ります。

〈船舶の用途および船種〉

船舶の種類	トン数等
帆走ヨット	トン数のいかなを問いません。
営業用*1でない モーターボート*2	①総トン数20トン未満 ②総トン数20トン以上であって、次のすべての要件を満たすもの ・一人で操縦を行う構造のもの ・スポーツまたはレクリエーションの用のみに供するもの ・長さ24メートル未満のもの
上記以外の船舶	総トン数5トン未満

上表に掲げる以外の船舶および次のいずれかに該当する船舶は、この保険契約の保険対象船舶とすることができません。

- ・水中翼船
- ・釣り船を除く漁船
- ・手こぎボート
- ・作業船
- ・ホバークラフト
- ・貨物の運搬を業とする船舶
- ・ゴムボート（エンジン付きは除きます。）

*1 営業用とは対価を得て人または貨物を運ぶ用途をいいます。

*2 モーターボートには、水上バイクおよびゴムボート（エンジン付き）を含みます。

② 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合



次のような損害、傷害または費用が保険金のお支払対象となります。

船体条項 (保険対象船舶に生じた損害の補償)

沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難*1 その他の不測かつ突発的な事故によって保険対象船舶の船体または船体付属の機器・装備品*2 に生じた損害

*1 水上バイクの盗難による損害に対しては保険金をお支払いしません。

*2 船体に定着または装備された標準機器・装備品および申込書に明記された装備品・付属機器が補償の対象となります。

標準機器	航行のための機装品(各セール(メインセール、ジブセール。ただし、ゼノアジブ、スピネーカー、ストームジブ等のレース時または荒天時のみに使用される特殊目的のセールおよび予備セールは除きます。)、マスト、ラダー(舵)、船内エンジン、内燃機関連品(噴射弁、噴射管、接合設備、点火プラグ)、係船設備(係船索、アンカー、アンカーチェインまたは索)等。および安全・救命設備(バルブット、船尾灯、ホーン、消火器、点火灯、発煙信号、発煙浮信号、救命浮環、ライフライン、ライフジャケット(定員数分)等)をいいます。
装備品	一般備品・用具(ドライバー、レンチ、プライヤー、プラグレンチ、号鐘、時計、双眼鏡、晴雨計、ラジオ、コンパス、マスト灯、前灯、げん灯、停泊灯、黒球、国際信号旗、海図、音響信号器具等。)および居住用品(テーブル、寝台、厨房設備。ただし艇体に固定されていない物および通常の居住の用に供さない物は除きます。)をいいます。
付属機器	ゼノアジブ、スピネーカー、ストームジブ等のレース時または荒天時のみに使用される特殊目的のセール、予備セール、ビルジポンプ、気圧計、六分儀、レーダー、無線機、方向探知機、魚群探知機、測深儀、テレビ、ステレオ、冷蔵庫、船外エンジン等をいいます。

賠償責任条項 (保険対象船舶の対人事故または対物事故による損害賠償責任の補償)

保険対象船舶の所有・使用・管理に起因して他人の生命・身体を害すること(対人事故)により、または他人の財物を滅失・破損または汚損すること(対物事故)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害*3



*3 次の者が負担する賠償責任に限りませす。

- ・ 記名被保険者・記名被保険者の同居の親族で保険対象船舶を使用・管理中の者
- ・ 記名被保険者の承諾を得て保険対象船舶を使用・管理中の者(修理・保管業者等を除きます。)
- ・ 記名被保険者の使用者(ただし、記名被保険者が保険対象船舶をその使用者の業務に使用している場合に限りませす。)

搭乗者傷害危険担保特約条項(オプション) (保険対象船舶の航行に起因する事故等による搭乗者の死傷の補償)

保険対象船舶に搭乗中の人が、航行に起因する衝突・転覆・転落等の急激かつ偶然な外来の事故により、死亡し、もしくは後遺障害を被りまたは負傷して医師の治療を要したこと



搜索救助費用担保特約条項(オプション) (保険対象船舶の搭乗者の遭難時の搜索救助費用の補償)

保険対象船舶に搭乗中の人が遭難したことによって負担する搜索救助費用

■ 保険金をお支払いしない主な場合

各補償共通

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害、傷害または費用
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、傷害または費用
- 核燃料物質やこれに汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害もしくは遭難によって生じた費用
- 上記事由に伴って生じた事故、遭難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故、遭難 等

船体条項

- 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防、水難救助または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。)
- 詐欺または横領によって保険対象船舶に生じた損害
- 保険対象船舶に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- 故障損害
- エンジンの盗難(船体とともに盗取された場合、または艇庫内に保管されている間もしくは保管業者に寄託されている間に生じた場合を除きます。)

- 風災もしくは水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害（保険対象船舶が航行中に、または艇庫内に保管されもしくは保管業者に寄託されている間に生じた場合を除きます。）
- ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人、同居の親族等が酒に酔った状態で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に生じた損害
- ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人、同居の親族等が搭乗またはこれらの者が許諾した者が操縦している場合において、保険対象船舶が法令に定められた船舶に乗船させるべき者に関する基準を満たさないで操縦されているときに生じた損害 等

賠償責任条項

- 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 弊社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ・ 保険対象船舶の搭乗者に対する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
 - ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 等

搭乗者傷害危険担保特約条項（この特約条項における被保険者とは、保険対象船舶の搭乗者および操縦者をいいます。）

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- 被保険者が酒に酔った状態で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に、その本人について生じた傷害
- 被保険者が、保険対象船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで保険対象船舶を操縦している間に生じた傷害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害 等

搜索救助費用担保特約条項（この特約条項における被保険者とは、保険対象船舶の搭乗者および操縦者をいいます。）

- 被保険者の故意または重過失によって生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
- 被保険者が酒に酔った状態で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
- 被保険者が、保険対象船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで保険対象船舶を操縦した場合に生じた搜索救助費用 等

③ お支払いする保険金

この保険の普通保険約款、搭乗者傷害危険担保特約条項、搜索救助費用担保特約条項でお支払いする保険金は次のとおりです。

※詳細は、「保険約款」をご確認ください。

船体条項（保険対象船舶に生じた損害の補償）

保険金

- 保険対象船舶に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

【全損の場合】

保険対象船舶の時価額を保険金額を限度にお支払いします。

【全損以外の場合】

○次の①から④の費用の合計額から免責金額を控除した額をお支払いします。

- ① 修理費（復旧に必要な修理費および損害発生地のからもよりの修理工場または弊社の指定する場所までの曳航・運搬費用もしくは航行のための仮修理費用）
- ② 事故発生時の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 事故につき損害賠償請求できる場合の権利の保全または行使に必要な手続きを行うために要した費用
- ④ 盗難にあった保険対象船舶を引き取るために必要な費用

○保険金額(保険金額が時価額を超えるときは、時価額とします。)を限度とします。また、保険金額が時価額に満たない場合は、次の計算式により保険金を算出します。

$$\text{保険金} = [\text{損害額} - \text{免責金額}] \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額}}$$

賠償責任条項 (保険対象船舶の所有・使用・管理に起因する対人事故または対物事故による損害賠償責任)

保険金

● 次の①から④の合計額から免責金額を控除した額を保険金額を限度にお支払いします。

- ① 損害賠償金
- ② 事故発生時の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 事故につき損害賠償請求できる場合の権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- ④ 損害の発生または拡大の防止のための措置を行った後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その措置のためにかかった費用のうち、応急手当、護送、診療等に要した緊急措置の費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用

争訟費用

● 損害賠償に関する争訟について、次の費用をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合を乗じたものをお支払いします。

- ・ 弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全・行使に必要な手続きを行うために要した費用

搭乗者傷害危険担保特約条項(オプション) (保険対象船舶の航行に起因する事故等による搭乗者の死傷の補償)

死亡保険金

● 保険対象船舶に搭乗中の方が、事故の日から180日以内に航行に起因する急激かつ偶然な外来の事故等による傷害がもとで亡くなられた場合に、1名あたり保険金額の全額をお支払いします。

※ 死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。

後遺障害保険金

● 保険対象船舶に搭乗中の方が、事故の日から180日以内に航行に起因する急激かつ偶然な外来の事故等による傷害がもとで後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて1名あたり保険金額の4%~100%をお支払いします。

医療保険金

● 保険対象船舶に搭乗中の方が、航行に起因する急激かつ偶然な外来の事故等により傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院した場合は、その期間に対し、1日につき1名あたり保険金額の1000分の1の額をお支払いします(事故の日から180日が限度となります)。

※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

※ なお、1回の事故につき、お支払いする保険金は上記保険金を合計して1名につき1名あたり保険金額を限度とし、お支払いする保険金の総額は1事故保険金額を限度とします。1名ごとの保険金の合計額が1事故保険金額を超えるときは、1事故保険金額をそれぞれの方にお支払いすべき金額の割合で配分してお支払いします。

搜索救助費用担保特約条項(オプション) (保険対象船舶の搭乗者遭難時の搜索救助費用の補償)

搜索救助費用

● 保険対象船舶に搭乗中の方が遭難したことによって負担する搜索、救助または移送するための費用のうち、社会通念上その支出が妥当でかつ、保険金を支払うべき遭難と同様の他の遭難に対しても通常負担すると認められる金額を保険金額を限度にお支払いします。

● 1回の遭難で2名以上の保険対象船舶に搭乗中の方が搜索、救助または移送するための費用を負担した場合に、それぞれの方にお支払いすべき費用の合計額が保険金額を超えるときは、保険金額をそれぞれの方にお支払いすべき費用の額の割合で配分してお支払いします。

4 主な特約

この保険にセットできる主な特約条項は次のとおりです。

※詳細は、「保険約款」をご確認ください。

●風水害危険担保特約条項(船体条項の特約条項)(オプション)

この保険の普通保険約款では、風災もしくは水災によって生じた船舶の損害は、航行中または艇庫内に保管中もしくは船舶の保管業者に寄託中に生じた場合のみ補償の対象となりますが、この特約条項をセットするとこれら以外の場合でも補償の対象となります。

●風水害危険不担保特約条項(船体条項の特約条項)(オプション)

風災もしくは水災によって生じた船舶の損害について、航行中を除いて保険金支払いの対象としない特約条項です。

●協定保険価額特約条項(船体条項の特約条項)(オプション)

保険契約申込み時に保険対象船舶の時価額を評価して、その額を保険証券に記載して協定する特約です。保険金額は協定した時価額と同額としてください。

この特約条項をセットした場合、保険対象船舶について発生した損害に対しては次のとおり保険金をお支払いします。

【全損の場合】

保険証券記載の保険価額(協定した時価額)をお支払いします。

【全損以外の場合】

保険金額を限度に保険対象船舶に生じた損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

保険対象船舶の時価額の評価に際しては、資産台帳、売買契約書等から取得価格、経過年数等をご確認いただき適切な時価額を算出してください。

●死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約条項(搭乗者傷害危険担保特約条項の特約条項)(オプション)

搭乗者傷害危険担保特約条項において医療保険金をお支払いの対象とせず、死亡保険金および後遺障害保険金のみを保険金のお支払いの対象とする特約条項です。

●搭乗者の範囲に関する特約条項(搭乗者傷害危険担保特約条項および搜索救助費用担保特約条項の特約条項)(オプション)

保険対象船舶に牽引されているバナナボート、パラセールその他これらに類するレジャー用遊具等で非自航式のもの(牽引を動力とするレジャー用遊具等に限りません。)への搭乗者も搭乗者傷害危険担保特約条項および搜索救助費用担保特約条項の補償の対象とする特約条項です。

※上記以外の特約条項をセットされる場合は、別途その特約条項の概要が説明されている企画書、パンフレットまたは特約条項等をあわせてご確認ください。

5 保険金額の設定

この保険の保険金額の設定については以下の点にご注意ください。

※実際にご契約される保険金額については、申込書にてご確認ください。

船体条項の保険金額の設定

●船体条項の保険金額は、保険対象船舶の時価額に基づいて設定してください。これらの金額を超えて保険金額を設定しても、これらの金額を超えて保険金は支払われません。また、保険金額が時価額に満たない場合は、保険金のお支払いがその満たない割合に応じて削減されますのでご注意ください。

●時価額は、再調達価額から、使用損耗による減価分を控除して決定します。

大型ヨット、キャビン付ヨット、その他オーダーメイドの艇については、年3%から5%の減価率を見込んで、時価額を算出してください。それ以外の艇については次表を参考に時価額を算出してください。

〈汎用小型のヨット・モーターボートの場合〉

使用年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
減価率	0	30%	40%	50%	60%	70%	80%
残価率	100%	70%	60%	50%	40%	30%	20%

〈水上バイクの場合〉

使用年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
減価率	0	30%	50%	70%	80%	90%
残価率	100%	70%	50%	30%	20%	10%

船齢が高く計算上の残価率が40%未満となる場合でも、良好にメンテナンスされている場合は、残価率を40%(水上バイクは30%)まで引き上げることが可能です。

●船体条項の免責金額

船体条項の補償は、1 事故につき、保険金額に応じて次表の金額以上の免責金額の設定をお願いしています。
※免責金額は全損事故の場合は適用されません。

〈免責金額〉

保険金額	ヨット、モーターボートの場合	水上バイクの場合
70万円以下	5万円	10万円
70万円超100万円以下	7万円	
100万円超	10万円	

賠償責任条項の保険金額の設定

●1,000万円、2,000万円、3,000万円等、1 回の事故につき必要と思われる金額を基準に設定してください。

搭乗者傷害危険担保特約条項の保険金額の設定

- 1 名あたりの保険金額と1 事故あたりの保険金額を設定いただきます。
- 1 回の事故について1 名あたりの保険金額は死亡のときの支払額および後遺障害の場合のお支払いの最高額となります(ただし、1 回の事故について、お支払いする保険金の合計額が1 事故あたりの保険金額を超えるときは、1 事故あたりの保険金額がお支払いの上限となります。)

捜索救助費用担保特約条項の保険金額の設定

●保険金額は1 回の事故につき50万円、100万円、200万円のいずれかで設定してください。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期  

保険期間は、原則として1年間です。弊社の保険責任は、始期日の午後4時*1に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*1 申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

※実際にご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 

この保険の保険料は保険対象船舶の種類(ヨット、モーターボートまたは水上バイクのいずれであるか)、保険対象船舶の大きさ(ヨットでは艇長、モーターボートおよび水上バイクでは馬力)および営業用であるか否かや過去の損害発生状況等により決定されます。

※実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等  

保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む「一時払」と、複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。「分割払」の場合は、保険料が割増となることがあります。

※具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 

(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。

(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。

※払込期日までに保険料の入金がない場合は、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害、傷害または費用に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

4

満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

1

告知義務



申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2

クーリングオフについて



■クーリングオフできる場合

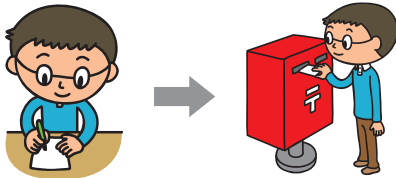
保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、ご契約の申込日または本書面の受領日いずれか遅い日から起算して8日を経過するまでであれば、ご契約の撤回・解約(クーリングオフ)を行うことができます。

- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

■クーリングオフの方法

上記期間内(8日を経過するまでの消印有効)に、記入例をご確認のうえ、右記のクーリングオフ受付係あてに必ず郵便(消印有効。普通便で可。)または弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)経由(発信日有効)で通知ください。

- ❗ご契約の代理店ではクーリングオフのお申出を受けられません。



〈記入例〉

郵便はがき [8][1][2]-[8][6][8][4] 東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行	福岡県福岡市博多区御供所町三二二一 大博通りビジネスセンター 二階 東京海上日動事務アウトソーシング(株)内	下記の保険契約を クーリングオフします。 申込人住所 氏名 (印) 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日: ・保険種類: ・証券番号*1: (領収証番号*2:) ・ご契約の営業店: ・ご契約の代理店:
---	--	--

*1 申込書控の右上に記載しております。

*2 保険料領収証の右上に記載しております。証券番号が不明の場合にご記入ください。

■ご返金について

クーリングオフされた場合は、既に払込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、代理店または弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

- ❗ご契約を解約される場合は、保険期間の始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただくことがございます。

■クーリングオフできない場合

次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)

等

3

補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務



ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※なお、保険対象船舶がヨット・モーターボート総合保険でお引受けできないものとなった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所などを変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される場合



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきますことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合は、保険料を解約日以降に請求させていただくことがあります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。
- 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、傷害または費用を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があった場合

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^{*1}」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*2}まで補償されます。
- ^{*1} 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。
- ^{*2} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

4 先取特権

賠償責任条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 その他契約締結に関するご注意事項



- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 質権を設定される場合は、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者が保管するとのご合意があったものとして、質権者に証券（本紙）を送付いたしますので、ご了承ください。
- 保険金額が一定金額を超えるご契約等につきましては、「テロ危険不担保特約条項」をセットしてお引受けすることとなります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なく*1ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- *1 搭乗者傷害危険担保特約条項および搜索救助費用担保特約条項については、事故発生の日からその日を含めて30日以内とします。

- (1) 賠償事故に関わる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります）。
 - ・ 損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）
 - ・ 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
 - ・ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ・ 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
 - ・ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
 - ・ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ・ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ・ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客相談センターにて承ります。

0120-650-350



受付時間：平 日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



■ 契約者

保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。「保険約款」には、「保険契約者」と記載されています。

■ 被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

■ 保険対象船舶

保険の対象とされるヨット、モーターボート等のことをいいます。

■ 記名被保険者

ご契約時に補償を受けられる方として申込書に明記された方のことをいいます。

■ 時価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■ 保険金額

ご契約金額のことをいいます。

■ 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は被保険者の自己負担となります。

■ 再調達価額

保険対象船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。市場取引価格等を参考に決定します。

■ 解除

弊社からの意思表示によって保険契約の効力を失わせることをいいます。

「ヨット・モーターボート総合保険の約款(普通保険約款、特約条項)」の提供方法について、「Web 約款(約款を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については約款に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110



受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。

上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。